

地域資源活用推進業務  
公募型プロポーザル実施要領

公表日 令和8年6月30日  
(2026年)

1 契約概要

(1) 名称

地域資源活用推進業務

(2) 目的

和歌山市の田野地区は、集落の構成上、建物の解体や更新が非常に難しい状況にあることから、近年、空き家が増加しており、空き家を活用した新たな取り組みの創出と、将来の移住・定住の促進につながる事業展開が求められている。

そのため、本業務では、令和8年6月にとりまとめた「挑戦者をつくる雑賀崎・田野エリアの未来デザイン」に基づき、地区住民と挑戦意欲のある内外の事業者による共創の地域づくりを進めるため、地域と一体となって事業者を呼び込み、試験的な空き家の活用と効果検証を通じて、地域の空き家の新たな活用モデルの創出を図る。

(3) 契約内容

地域資源活用推進業務仕様書のとおり

(4) 契約期間：契約締結日から令和9年3月31日まで

2 見積限度額（予定価格）

6,032,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 調達契約を締結する能力を有しないこと。

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないものであること。

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者であること。

エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められ、又は認められた日から2年を経過しないこと。

(2) 次に掲げる税のいずれについても未納の額がないこと。

ア 市税（本市が賦課徴収するものに限る。）

イ 消費税及び地方消費税

ウ 所得税又は法人税

(3) 実施要領の公表日から受託候補者特定の日までのいずれかの日において、和歌山市物品等調達業者指名停止要綱（平成5年5月1日制定）又は、和歌山市建設工事等指名停止基準（平成15年5月1日制定）に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 前号に掲げる期間において、和歌山市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取

扱要領（平成20年6月1日制定）に基づく排除措置を受けていないこと。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）があった者にあつては同法の規定による更生計画認可の決定（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）を受けた者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てがあった者にあつては同法の規定による再生計画認可の決定を受けている者であること。
- (6) 類似の空き家等の活用に係る業務実績を有すること。

#### 4 プロポーザル参加資格確認申請書の作成及び提出

##### (1) 提出書類

ア プロポーザル参加資格確認申請書（様式1）

イ 「3 参加資格の(2)」に示す確認資料

(ア) 本市が賦課徴収する市税に未納の額がないことを証する書類

本市が賦課徴収する市税がある者は、和歌山市税に係る納税（完納）証明書を提出すること。なお、当該証明書については、本件契約に係る申請書及び確認資料の提出する日において発行後3か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。本市が賦課徴収する市税がない者は、別添交付書類の「市税課税無の報告及び市税の課税状況等調査承諾書（様式2）」を提出すること。

(イ) 消費税及び地方並びに所得税又は法人税に未納がないことを証する書類

納税地を所管する税務署が発行する納税証明書で、法人にあつては納税証明書の様式その3の3を、個人にあつては納税証明書の様式その3の2を提出すること。なお、当該証明書については、本件契約に係る申請書及び確認資料の提出する日において発行後3か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。

ウ 類似の空き家等の活用に係る業務の履行実績を証する書類

(ア) 履行実績調書（様式3）

(イ) 業務の実施内容、実績等を確認できるもの

- \* パンフレット、ホームページ掲載資料等の既存の資料で結構です。
- \* 行政機関からの受託業務の場合は、実績報告書類の写し等を添付してください。
- \* 提出は、本業務に類似性の高いもの 1件分で結構です。

また、和歌山市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない者にあつては、以下エからカまでについても、あわせて提出すること。（和歌山市競争入札参加有資格者名簿に登録されている者は、以下エからカまでの書類を省略することができる。）

エ 会社概要等

(ア) 会社概要のわかるもの（パンフレット等）

(イ) 履歴事項全部証明書（法人の場合のみ）

当該証明書については、本件契約に係る申請書及び確認資料の提出する日において発

行後3か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。

オ 役員等調書及び照会承諾書（様式4）

カ 委任状及び使用印鑑届出書（様式5）

(2) 提出期限：令和8年7月13日（月）17時15分まで（必着）

(3) 提出場所：〒640-8511

和歌山市七番丁23番地

和歌山市役所 市長公室企画政策部シティプロモーション課 公民共創室

T e l : 0 7 3 - 4 3 5 - 1 3 2 2 （直通）

F a x : 0 7 3 - 4 3 5 - 1 2 5 4

メールアドレス：citypro@city.wakayama.lg.jp

(4) 提出方法

持参又は郵送で提出すること。

※持参による場合は、提出期限までの土日祝を除く8時30分から17時15分まで

※郵送による場合は、提出期限必着で、書留郵便など発送と受領が記録される方法とすること。

5 プロポーザル参加資格確認通知書の送付

提出された参加資格確認申請書の確認を行い、結果を送付する。なお、参加資格を有しないと判断した場合も結果を送付する。

送付予定日 令和8年7月16日（木）

6 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関して質問がある場合は、原則として個別の対応を行わないため、次のおり質問書を提出すること。

(1) 受付期限

令和8年7月24日（金）17時15分まで（必着）

(2) 質問方法

電子メールにより、書面（様式6）でシティプロモーション課まで送付すること。

なお、電子メールの場合は件名を「プロポーザル質問書」とし、送信後、電話にてメールの着信の確認を行うこと。

(3) 質問先

4（3）に同じ。

(4) 回答方法

質問及び回答は、質問者を特定することができないようにしたうえで、本市ホームページにおいて、随時掲載（公開）する。

(5) 注意事項

電話及び口頭による質問や期限後の質問は一切受け付けない。

## 7 企画提案書の提出

### (1) 提出書類

#### ア 企画提案書（様式7）

仕様書に掲げる業務内容を含んだ提案をまとめて提出すること。特に次の項目について、具体的な提案を求める。

- ・空き家の活用支援及び事業者の募集…地域特性や現状を踏まえ、想定される空き家活用事業者像及びその具体的な募集手法についての提案
- ・地域のレガシーを創出する取り組み…想定する企画内容、空き家活用事業の実証効果を高めるためにどのように連携させながら業務を遂行するかについての提案
- ・地区住民及び地区事業者との合意形成及び関係構築に資する意見聴取の手法、実施頻度等の提案
- ・業務遂行にあたり他社にはない優位性や独自のアプローチ手法等の提案
- ・業務遂行に対する意欲
- ・実施体制
- ・業務フロー図及び実施スケジュール

#### イ 参考見積書

(ア) 任意様式とする。

(イ) 積算内訳を明示すること。

(ウ) 見積金額は消費税及び地方消費税の額を含む金額とする。

### (2) 提出部数

正本1部及び副本11部（副本は写し可（カラー印刷））

### (3) 提出期限

令和8年8月3日（月）17時15分まで（必着）

### (4) 提出場所

4（3）に同じ。

### (5) 提出方法

4（4）に同じ。

### (6) 注意事項

ア A4判、10ページ（スライド10枚）以内とする。

イ 企画提案書等の提出は、1事業者につき1提案とし、複数の提案を行うことは認めない。

## 8 評価方法

プロポーザルの評価は次のとおりとする。

### (1) 企画提案評価審査会

参加資格の確認された（参加を表明した）者から提出された企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、下記9評価基準及び配点で示す評価基準に基づいて評価し、最も高い評価を受けた企画提案を行った者を当該契約の相手方となるべき候補者（以下「受託候補者」という。）として特定する。ただし、提出された全ての提案が基準を満たさないと判断した場合は、受託候補者を特定しない場合がある。

(2) 開催日時及び場所等

ア 実施内容

企画提案説明に20分以内、質疑応答に10分程度とする

イ 開催日時

令和8年8月7日(金) (予定)

確定した日時及び場所については、プロポーザル参加資格確認通知書にて通知する。

ウ 説明者

3名以内とする。

エ その他

プロジェクター、スクリーン、モニターケーブル(HDMI)については本市において用意するが、その他パソコン、レーザーポインター等必要なものについては企画提案者において準備し持ち込むこと。

(3) 評価結果の通知

評価結果をプロポーザル評価結果通知書(令和8年8月13日(木)送付予定)により通知する。

9 評価基準及び配点

プロポーザルは次の評価基準に基づき評価する。

60点/100点(6割)を最低基準とする。

評価基準	配点
(1) 実施体制等に関する評価(配点:15点/100点)	
①業務の理解度、業務の遂行に必要な知識は十分か。	5点
②業務の実施体制、人員配置は十分か。特に、建築分野に関する専門的知見を有する体制により、適法性を遵守した業務を実施できるか、又は当該知見を有する外部機関等と連携できる体制を有しているか。	10点
(2) 空き家の活用手法に関する評価(配点:30点/100点) 地域の立地環境、都市構造を踏まえた空き家の活用手法や、地域活性化につながる魅力的な空き家の活用モデルを、具体的に提案できているか。	
①想定する空き家の活用手法は適切な提案がされているか。 ・実現性(田野地区の立地環境・都市構造下でも実現できるものか) ・デザイン性(事業展開に向けた魅力的で実用的なデザインが想起されているか) ・継続性(業務完了後にも、募集した事業者等が当該地域において、実際に事業に取り組むことにつなげられるような工夫を講じているか)	20点
②想定する空き家の活用モデルは、地域活性化につながる魅力的な提案がされているか。	10点
(3) 地域のレガシーを創出するための取り組みに関する評価(配点:15点/100点)	
①地域のシビックプライドの醸成、今後の地域づくりの推進につながるような魅力的で実効性のある企画が提案されているか。	10点

②空き家活用事業との連携や効果を促進するための工夫が図られているか。	5点
(4) 地域貢献に対する評価 (配点: 10点/100点)	
地区住民及び地区業者等と良好な関係を構築し、地区住民や地区内外の事業者が一体となって、地域にとっても望ましい業務を実現できる提案となっているか。	10点
(5) 適切な見積もりについての評価 (配点: 30点/100点)	
見積額は適切であるか。	30点
合 計	100点

「(1) 実施体制等に関する評価」、「(2) 空き家の活用手法に関する評価」、「(3) 地域のレガシーを創出するための取り組みに関する評価」、「(4) 地域貢献に対する評価」の評価点数

評価視点	評価点数		
	5点	10点	20点
特に優秀である	5点	10点	20点
優秀である	4点	8点	16点
満足できる	3点	6点	12点
一部物足りなさを感じる	1点	2点	4点
満足できない部分が多い、全く満足できない	0点	0点	0点

○「(5) 適切な見積もりについての評価」の評価点数

評価点数 = 配点 (30点) × (最低見積額 / 提案者の事業見積額)

この場合の最低見積額とは、全提案者の中でも最も低い事業見積額とする。評価点の少数第2位以下は四捨五入する。

#### 【評価についての注意事項】

- ① 最高得点の者が複数となった場合は「(1) 実施体制等に関する評価」、「(2) 空き家の活用手法に関する評価」、「(3) 地域のレガシーを創出するための取り組みに関する評価」、「(4) 地域貢献に対する評価」の評価点数の合計得点の高い者を受託候補者として特定する。
- ② 受託候補者が辞退を申し出た場合や失格事項に該当した場合は、次順位の提案者を受託候補とする。
- ③ 本プロポーザルに参加した事業者が1者であっても企画提案の評価を実施し、基準(評価基準「(1) 実施体制等に関する評価」、「(2) 空き家の活用手法に関する評価」、「(3) 地域のレガシーを創出するための取り組みに関する評価」、「(4) 地域貢献に対する評価」の合計得点が配点の6割を超えるもの)を満たしていると判断した場合は、受託候補者を特定することができる。

#### 10 日程

公表 令和8年 6月30日(火)

参加資格確認申請書受付 令和8年 7月13日(月) 17時15分まで

参加資格確認通知書送付	令和8年	7月16日(木)	(予定)
質問受付	令和8年	7月24日(金)	17時15分まで
企画提案書提出	令和8年	8月3日(月)	17時15分まで
企画提案評価審査会	令和8年	8月7日(金)	(予定)
結果通知	令和8年	8月13日(木)	(予定)
契約締結	令和8年	8月19日(水)	(予定)

### 1.1 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案者を失格とする。

- (1) 提案書の提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) プレゼンテーション等に出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行ったもの
- (7) 参考見積書の金額が、見積限度額（予定価格）を超過したもの

### 1.2 契約に関する事項

- (1) 前払い制度  
適用しない。
- (2) 部分払い制度  
適用しない。
- (3) 契約保証金  
契約金額の10分の1以上の契約保証金を納付すること。ただし、和歌山市契約規則（平成15年規則第83号）第34条に該当するときは、免除する。
- (4) 契約書作成の要否  
必要である。
- (5) プロポーザルは、受託候補者を特定するために実施するものであり、必ずしも提案内容に沿って契約するものではない。実際の業務の進め方などについては、特定された受託候補者と和歌山市との間で詳細を協議のうえ、予算額の範囲内で業務内容を決定し、契約書を締結する。なお、協議段階において交渉が不調に終わったときは、次点の者と交渉する場合がある。
- (6) 受託候補者は和歌山市と緊密な連絡を取り、円滑に業務の進捗を図るものとする。

### 1.3 その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差替及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。

- (3) 提出書類は返却しない。なお選定された企画提案書等については、市民等への説明（公表）において必要があるときは、市は同意なく無償で使用できるものとする。
- (4) プロポーザルの実施結果については、受託候補者名、受託候補者の見積提示額、事業者ごとの評価結果及び選定された企画提案書等を原則として公表する。提案者にあたっては本実施要領に同意の上申請を行うものとする。また、受託候補者として特定された者は、市に提案書類データを保存した電子記録媒体も提出すること。（データ保存形式：PowerPoint、PDF）
- (5) 提出された企画提案書等の著作権は、提案者に帰属するものとし、第三者の著作権の使用の責は、使用した提案者にすべて帰するものとする。また、提出された企画提案書等は、本プロポーザルの選定に係る公表以外に、提案者に無断で使用しない。
- (6) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提案者の負担とする。
- (7) 提案者が1者であっても企画提案の評価を実施し、基準を満たしていると判断した場合は、受託候補者を特定する。
- (8) 本業務の契約が成立するまでの間において、特定された受託候補者が本要領に示された失格事項に該当することとなった場合は、契約を締結しないものとする。
- (9) 受託候補者特定後、和歌山市と協議を行うが、それに伴い仕様書の内容に若干の変更が発生する場合がある。
- (10) 選定結果についての異議申し立ては一切受け付けないものとする。また、(4)により公表する事項を除き、審査内容及び審査結果の公開は行わないものとする。
- (11) 本事業の取組状況や成果については、和歌山市のホームページや広報誌等で公表する場合がある。
- (12) 事業の実施により生じた財産権及び知的財産権は、原則として和歌山市に帰属する。
- (13) 他に行っている事業と明確に区分した経理処理を行うこと。また、会計帳簿等の帳簿類は、業務終了後5年間保管すること。
- (14) 受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、業務終了後も同様とする。
- (15) 受託者は、本業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、その取り扱いに十分に留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。
- (16) この要領に定めるもののほか、本業務の契約の内容に関しては、日本国の関係法令及び本市の規則等の定めるところによる。
- (17) その他必要な事項については、本市と受託候補者が別途協議のうえ定める。